

概要版

第3次

京田辺市人権教育・啓発推進計画



2026年(令和8年)3月
京都府京田辺市
(京田辺市人権教育・啓発推進本部)



計画策定の趣旨

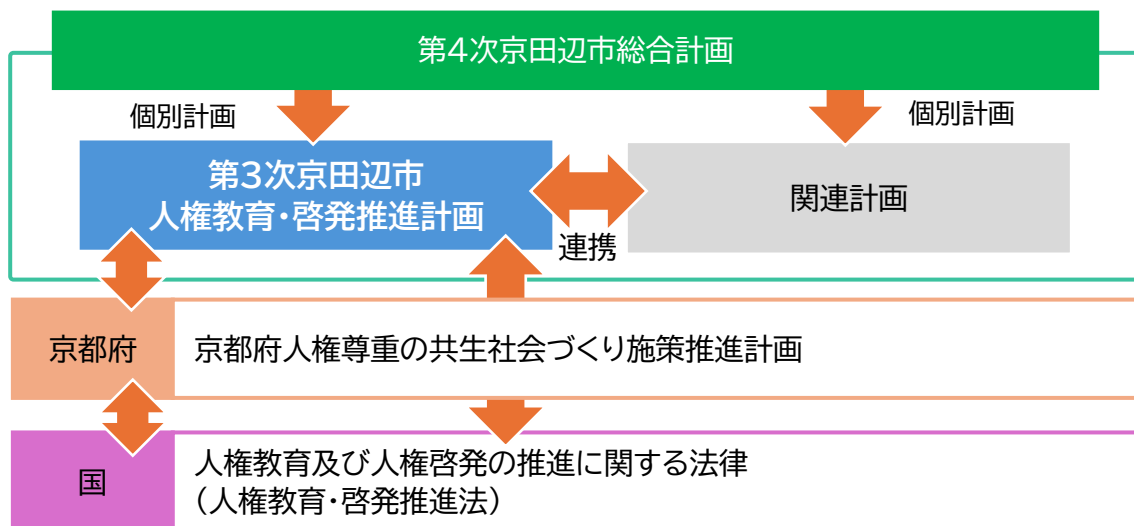
京田辺市においては、2001年（平成13年）7月に、人権教育・啓発推進に係る基本的指針として「人権教育のための国連10年京田辺市行動計画」を策定して以来、社会情勢に合わせ、「京田辺市人権教育・啓発推進計画」、「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画（2021年（令和3年）3月に改訂）」を策定し、様々な人権問題について、総合的かつ計画的に施策を進めてきました。

こうした取組の積み重ねにより、市民の人権意識は着実に高まりを見せておりますが、依然として、部落差別（同和問題）をはじめ、外国人等への偏見や差別、配偶者やパートナーからの暴力、子どもや高齢者、障がいのある方への虐待、LGBT等の性的少数者への偏見など、多くの人権課題が残されています。

近年、社会経済情勢は大きく変化しており、少子高齢化、情報化、国際化、経済格差の拡大といった構造的課題が進行する中で、人権問題は一層多様化・複雑化しています。

こうした状況の中、これまでの計画のもとで培ってきた人権施策を継承しつつ、成果や課題を踏まえ、すべての人々の人権が尊重され、多様な価値観を認め合いながら、共に生きていける平和で豊かな社会の構築を目指して、引き続き人権教育・啓発に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくために、「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」を策定することとしました。

計画の位置付け



計画の期間

本計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2035年度（令和17年度）までの10年間とします。なお、本計画期間中において、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、社会情勢の変化等により、必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。



計画の目標

「第2次京田辺市人権教育・啓発推進計画」の取組を継承・発展させ、すべての人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を、京田辺市において構築すること

目標の実現に向けた基本的な考え方

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重されること
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合うこと

社会における様々な人権問題

部落差別
(同和問題)

女性の
人権問題

こどもの
人権問題

高齢者の
人権問題

障がいのある人の
人権問題

外国人等の
人権問題

エイズ・HIV感染症・
新たな感染症・
ハンセン病・難病
患者等の人権問題

犯罪被害者等の
人権問題

LGBT等の
性的少数者の
人権問題

インター
ネット上での
人権問題

様々な人権問題

- ・アイヌの人々等
- ・刑を終えて出所した人
- ・北朝鮮当局による拉致被害問題等
- ・ホームレス
- ・婚外子(非嫡出子)

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

- ・個人情報の保護
- ・安心して働ける職場環境の推進
- ・自殺対策の推進
- ・災害時の配慮

総合的かつ計画的な人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発推進の視点

- 一人ひとりを大切に、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 生涯学習としての人権教育・啓発
- 自分のこととして考える人権教育・啓発

あらゆる場を通じた 人権教育・啓発の推進

就学前施設、学校、地域社会、
家庭、企業・職場

人権に関する職業従事者に 対する研修等の推進

教職員・社会教育関係者、医療関係者、
保健福祉関係者、消防職員、市職員、メディア関係者

指導者の
養成

人権教育・
啓発資料等
の整備

効果的な
手法による
人権教育・
啓発の実施

調査・研究
成果の活用

相談機関
相互の連携・
充実

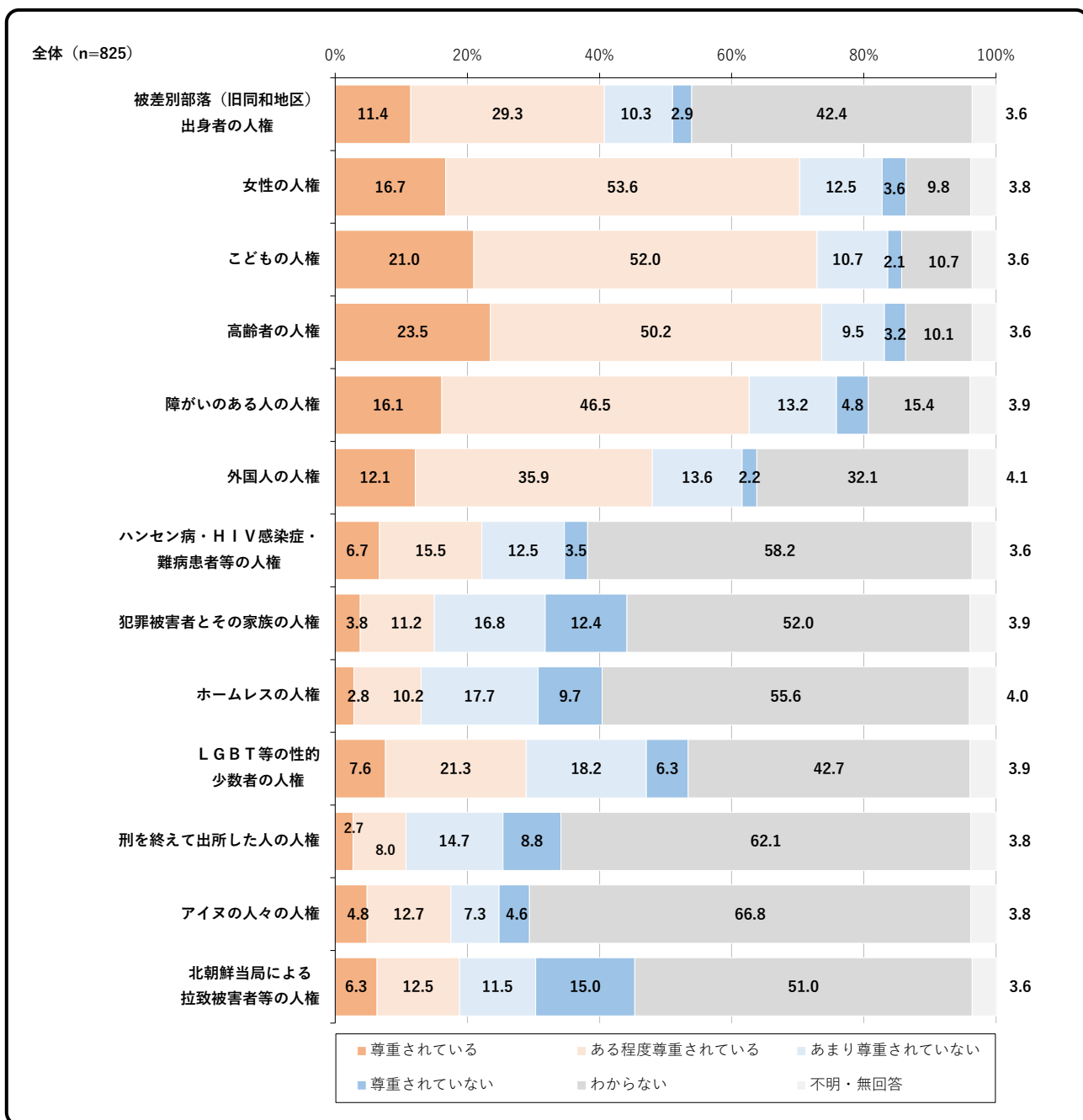


市民意識調査の結果

- ◆ 対象：18歳以上の市民(無作為抽出)
- ◆ 調査時期：2025年(令和7年)1~2月
- ◆ 配布数：3,000件
- ◆ 回答数：825件(回収率27.5%)

女性や子ども、高齢者や障がいのある人などの人権は尊重されていると感じている人が多くなっています。一方で、それ以外についてはわからないという回答が多く、今後の人権啓発を進める中で理解を深めていく必要があります。

Q. あなたは、次にあげた人権が尊重されていると思いますか？



資料:「第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画」策定に関する意識調査(2025年(令和7年)1月実施)



人権問題の現状を見ると、うなほ様々な人権問題が存在しています。人権教育・啓発の推進には、市民一人ひとりが様々な人権問題の実態・原因について正しく把握・理解し、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいく必要があります。

社会における 様々な人権問題

施策の方向

部落差別 (同和問題)

- 人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進
- 現行制度の的確な運用と関連施設の活用による取組の推進

女性の 人権問題

- 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透
- 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現
- 共に支え合い活躍することができる地域の実現
- 安全・安心で健やかな暮らしの実現

こどもの 人権問題

- 育成環境の整備
- こどもへの虐待の防止
- こどもの貧困対策
- いじめ、非行、体罰、不登校等への対策
- 性犯罪や性暴力への対策
- こどもの権利に関する啓発等の推進

高齢者の 人権問題

- 計画に基づく施策の推進
- 権利擁護
- 介護者支援
- 社会参加支援
- 認知症に対する理解促進

障がいの ある人の 人権問題

- 共生社会の実現に向けた取組
- 権利擁護
- 社会参加支援
- 正しい知識の普及・啓発

外国人等の 人権問題

- 多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進
- 外国籍市民等と共に暮らすまちづくりの推進
- ヘイトスピーチに対する教育・啓発の推進

社会における
様々な人権問題

施策の方向

エイズ・HIV
感染症・
新たな感染症・
ハンセン病・
難病患者等の
人権問題

- エイズ・HIV感染症に関する理解の促進
- ハンセン病に関する理解の促進
- 難病に関する正しい知識の普及啓発
- 新たな感染症に関する正しい知識の普及啓発

犯罪被害者等
の人権問題

- 犯罪被害者等への相談支援活動の充実
- 民間支援団体への支援及び連携した取組
- 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

LGBT等の
性的少数者の
人権問題

- 理解促進と教育啓発
- パートナーシップ宣誓制度の周知啓発

インターネット
上での
人権問題

- インターネット上の人権問題に関する教育・啓発
- インターネット上の人権侵害への相談・支援
- 悪質な情報発信への対応等

様々な
人権問題

- アイヌの人々等の伝統と文化に関する知識の普及と啓発
- 刑を終えて出所した人の更生に対する理解の促進
- 北朝鮮当局における拉致問題等の周知啓発
- ホームレスの自立支援等に関する施策の総合的な推進
- 婚外子(非嫡出子)に関する偏見や差別に対する教育・啓発の推進
- その他、社会情勢の変化等によって顕在化する人権問題への対応

社会情勢の
変化等により
顕在化して
いる人権に
かかわる課題

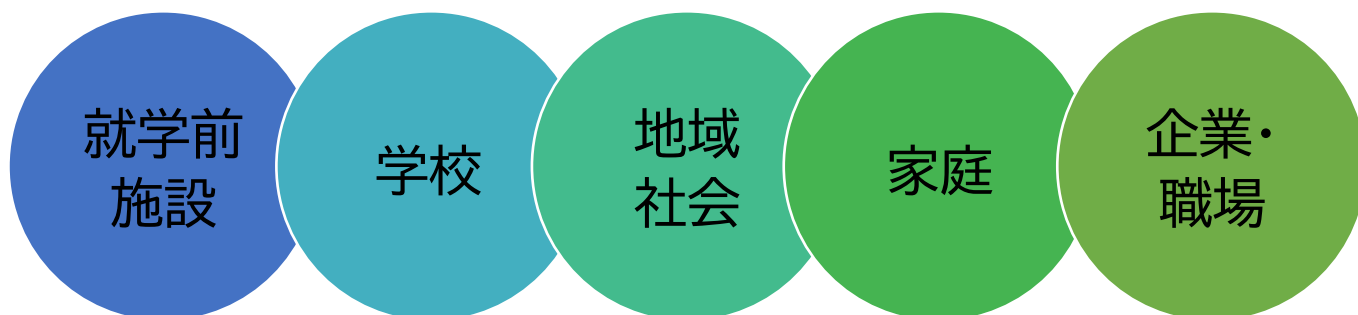
- 情報の適正な取扱いや身元調査の防止による個人情報の保護
- ハラスメント対策やワーク・ライフ・バランスの取組等による、安心して働ける職場環境の推進
- 総合的な自殺対策の推進
- すべての市民が安心して過ごせる避難所の体制整備、誤情報拡散の防止

人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。社会情勢の変化などに伴い様々な人権問題が顕在化することが予想されます。常にその状況に留意しながら、この計画を基本指針として取組を推進します。



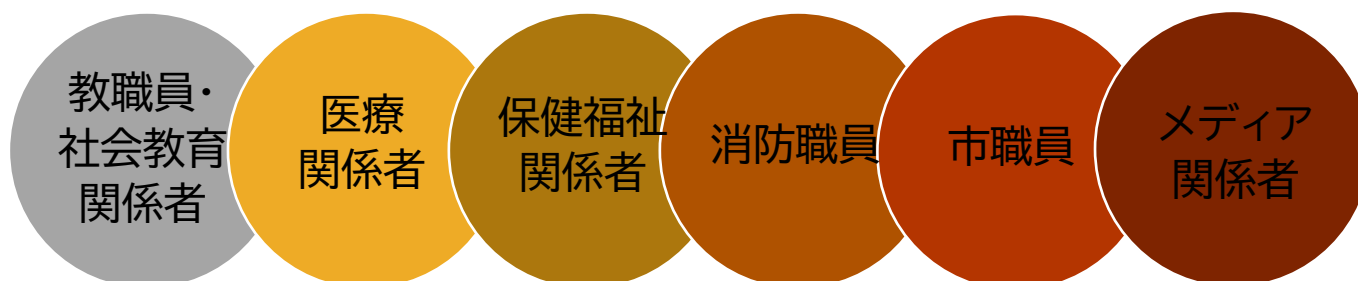
あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

市民の皆さんが人権教育・啓発に主体的に取り組むことができるよう、多様な機会づくりを進めていくことに加え、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらし、地域の実情に即した取組を進めます。



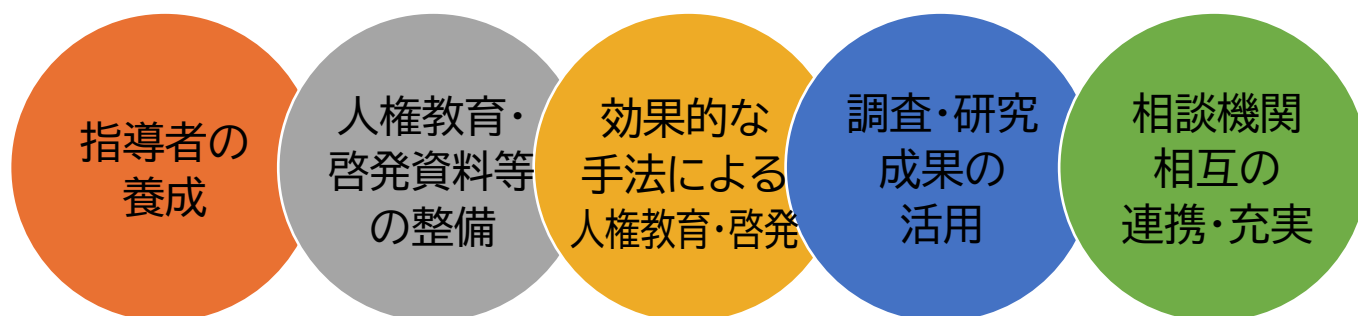
人権に関する職業従事者に対する研修等の推進

すべての人を対象に研修を推進することが必要ですが、とりわけ人権に関わりの深い職業に従事する人々には、人権に配慮して業務を遂行できるよう、研修等を推進していきます。



その他、効果的な推進のために

人権教育・啓発の効果的な推進のために、次に掲げる内容について取り組みます。





計画の推進体制

京田辺市における全庁的な組織として、京田辺市人権教育・啓発推進本部を設置し、関係部局が緊密な連携を図りながら総合的にこの計画を推進します。またこの計画の趣旨を踏まえ、常に人権尊重の視点に立った行政サービスの推進に努めます。

国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携・協働

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、国、京都府、市町村の公共団体のみならず、公的団体、企業、NPO等の民間団体等との連携が不可欠です。行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築を目指します。



計画に基づく施策の点検

この計画に基づく施策を効果的に実施するため、人権教育・啓発に関する施策の実施状況をとりまとめ、その結果を以降の施策に適正に反映させることができるよう、京田辺市人権教育・啓発推進本部において、施策の点検を行い、本計画のフォローアップを行います。

第3次京田辺市人権教育・啓発推進計画【概要版】

2026年（令和8年）3月発行

京田辺市人権教育・啓発推進本部（事務局 京田辺市市民部人権啓発推進課）

〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地

TEL:0774-64-1336/FAX:0774-64-1305

URL <https://www.city.kyotanabe.lg.jp>